

学校いじめ防止基本方針

小樽市立長橋中学校

令和8年4月6日 改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

生徒が安心・安全で意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校・学級でも、どの子にでも起こりうるもの」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるとともに、いじめ防止及びいじめの早期発見・早期対応を図るため、積極的な認知が重要となる。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」）が成立したことから、平成27年3月に「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下、「条例」）が制定され、同条例第11条の規定に基づき同年4月に「小樽市いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）が定められた。

北海道では、いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下、「道の基本方針」）の一部を改定したことから、本校のいじめ防止基本方針も改定する。

2 いじめの防止に向けての基本姿勢

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく、継続的に取り組む必要がある。

いじめの防止に向けた取組にあたっては、学校長のリーダーシップの下、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりに向け、教育活動全体を通じ、学校全体で組織的な取組を進めていく必要がある。

3 いじめとは

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止に関する条例」では、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のこと。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥かしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等について

(1) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりに努め、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高めることや、児童生徒の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行う。

(2) いじめの防止に向けた日常的な取組

①生徒への指導

○個々の価値観等の理解

- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。

○生徒指導の4視点を生かす日々の授業実践

- ・日常の学習活動等を通して、自己存在感・有用感・肯定感の感受、共感的な人間関係の構築、自己決定の場の設定、安全・安心な風土の醸成に努める。

○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル教育）

- ・日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。

○正しい判断力の育成

- ・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という認識に向けた自主的な活動を推進する。

○奉仕的体験活動の取組

○アイヌ文化等について学習する機会の充実

②保護者との連携

○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成

○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりと徹底

○家庭生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成

○地域での様々な体験、行事への参加

(3) いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

- ・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターなどとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- ・個人面談や定期的なアンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」等を実施し、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・集団から離れて一人での生徒の行動観察と声かけ、相談活動を行う。
- ・いじめ早期発見のチェックリストを活用した日常的な状況把握を行う。
- ・「SOSの出し方に関する教育」の指導例の配布・周知を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割（いじめ防止対策委員会）
- ・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- ・いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ・教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ・いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、発達障がいや海外からの帰国生徒等特別な支援を要する生徒の不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(4) 指導力向上等の取組

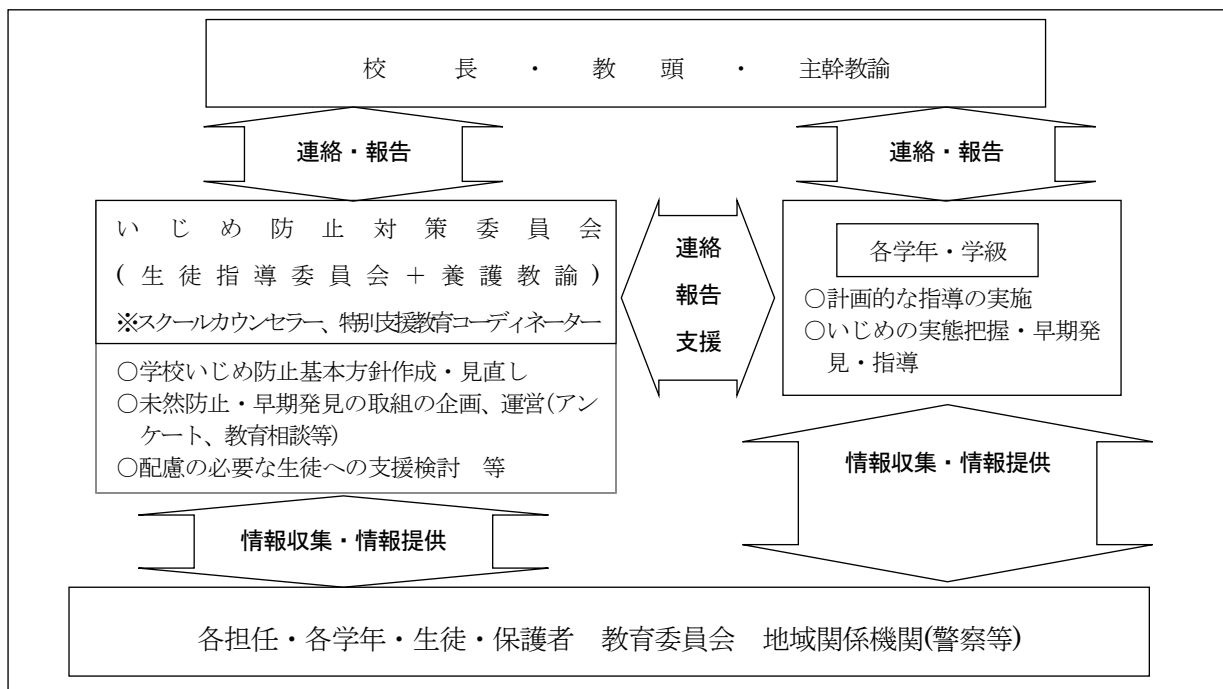
- ・校内研修等において定期的に生徒の情報交換を行い、気になる生徒について教職員全員で共通認識するとともに、指導方針・方法について協議し対応に当たる。
- ・加害生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害生徒への支援につなげる。
- ・ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援について研修を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する。
- ・また、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び子どもの発達の段階に応じ、その保護する子どもについて、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。なお、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- ・学校だよりや学級だより等を活用し、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用やフィルタリングの設定、おたるスマート7などについて啓発する。
- ・各教科や特別活動等において携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。
- ・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確

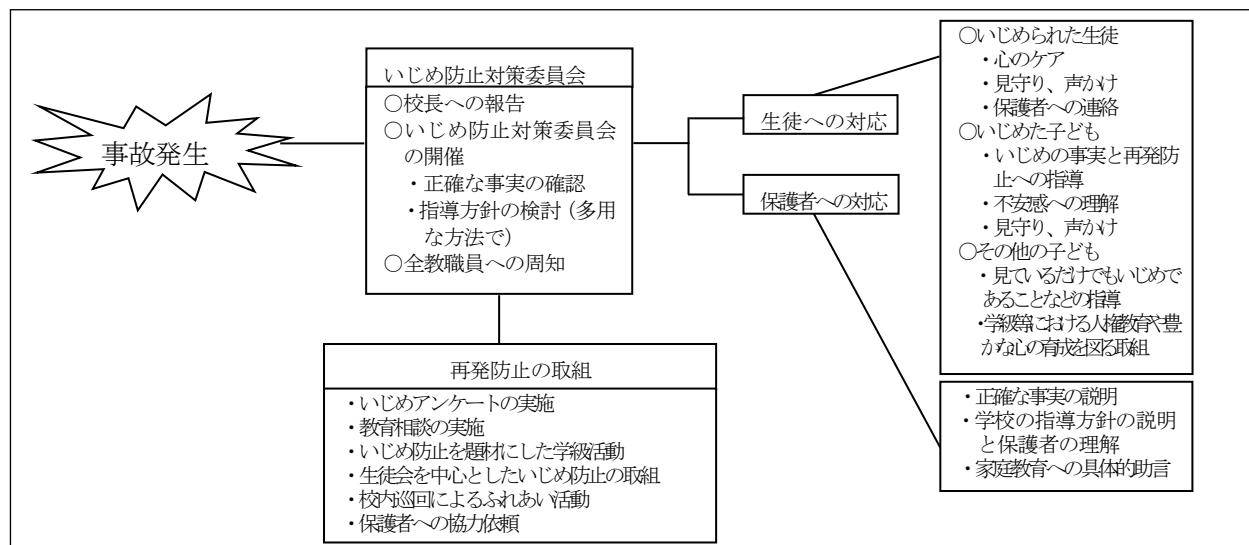
認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとることやインターネット上のいじめに対処する体制を整備する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。

5 いじめ防止等の対策のための校内組織の設置



6 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

いじめは未然に防ぐことが重要であるが、万一いじめを発見した場合には、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で問題を抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することに努めるとともに、重大事態や加害生徒、被害生徒の意識にずれがある事案、インターネットによるいじめの事案、保護者への対応におけるトラブルの事案等については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて、関係機関とも協議の上、慎重に対応する。



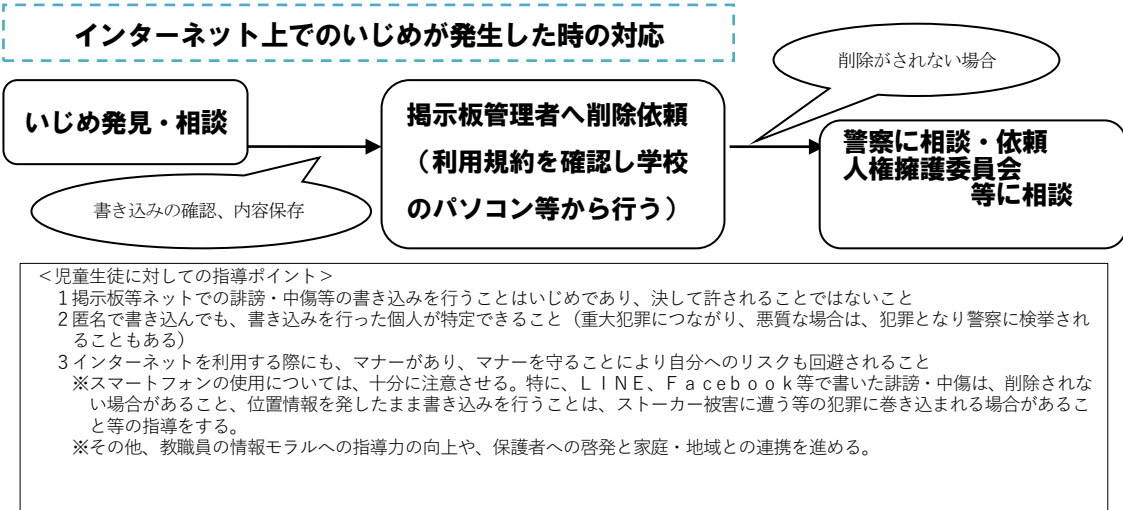
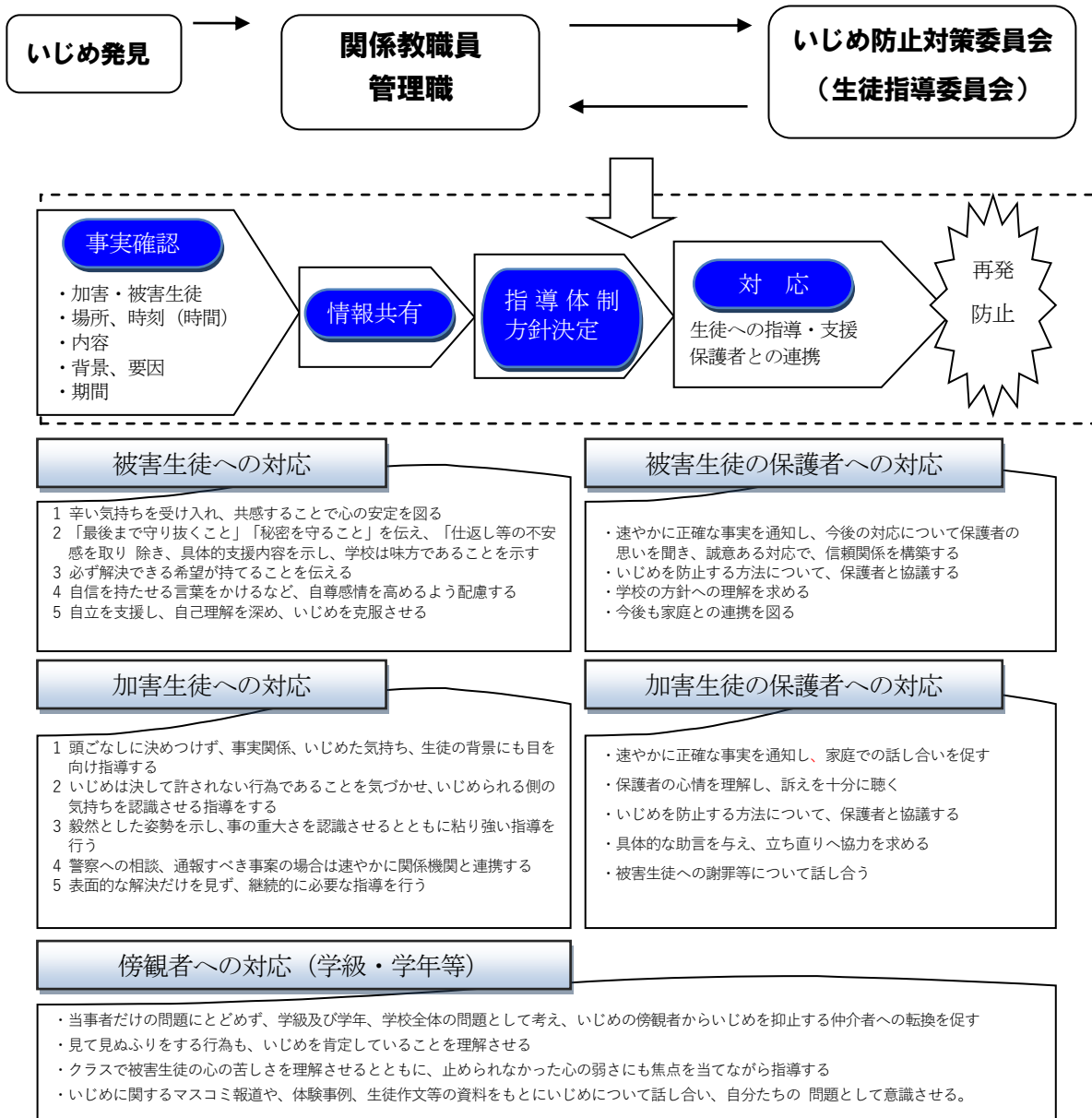
7 いじめの解消

(1) いじめの行為が止んでいること (少なくとも3か月間)

(2)被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の2点を満たしている必要がある。特に、(2)の確認にあたっては、被害者及び保護者への面談を通じて行うことと、と示されていることに留意すること。

別紙1 いじめ発生時の対応の具体例



8 いじめの重大事態の定義

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1)いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

別紙2 年間指導計画

| | 職員会議等 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 備考 |
|-----|---|---|----------------------|------------------------|
| 4月 | ◆いじめ防止対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画 | ・いじめ実態把握調査 ・生徒会によるピアサポート（通年） | ・相談窓口周知 | |
| 5月 | ○研修会（生徒理解、人権） ・家庭訪問等での保護者への啓発確認 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ・学級、学年づくり ・人間関係づくり </div> ・道徳教育の充実 | | ・道教委いじめ調査 |
| 6月 | | | ・行事との関連 | ・いじめアンケート（1回目） |
| 7月 | ・いじめに係る学校評価の実施 | | ・教育相談 ・PTA との意見交換 | ・ほっと実施（1） |
| 8月 | ○研修会（未然防止） | | | |
| 9月 | ◆いじめ防止対策委員会会議 ・情報共有 ・1学期の評価及び2、3学期の計画 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ・学級、学年づくり ・人間関係づくり </div> ・道徳教育の充実 | ・PTA との意見交換 | |
| 10月 | ○研修会（早期発見、対応） | | ・行事との関連 | |
| 11月 | | ・「いじめ防止強調月間」（生徒会によるいじめ防止啓発活動） | ・いじめアンケート（2回目） | ・市教委いじめ防止キャンペーン |
| 12月 | ・いじめに係る学校評価の実施 | 情報モラル教室 | ・教育相談 ・PTA との意見交換 | ・市教委いじめ調査 ・ほっと実施（2） |
| 1月 | ◆いじめ防止対策委員会会議 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成 | | | |
| 2月 | | | ・教育相談 ・PTA との意見交換 | |
| 3月 | ◆いじめ防止対策委員会会議 ・次年度の計画確認 | | | ・市教委いじめ調査 |